

平成30年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成30年3月総会

萩市農業委員会総会議事録

3月6日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 現況確認書の交付について

○出席委員(34名)

1番 藤田芳昭	2番 宮内敏男
3番 中村博和	4番 上杉重男
5番 鈴川肇	6番 大塚茂生
7番 田中博守	8番 中野良保
9番 嶋哲子	10番 田村廣
11番 光田英彦	12番 藤田滋紀
13番 長尾忠敏	14番 中村扶之男
15番 岡崎弘明	欠席 長富繁美
17番 吉屋憲幸	18番 榎谷隆夫
19番 松田由美子	20番 尾木武夫
欠席 矢次利典	22番 吉村剛
23番 中村博	24番 原田知美
25番 落合光子	26番 原川久美子
27番 増野弘晃	28番 倉増隆資
29番 岡卓	30番 猪亦修生
31番 佐伯泰資	32番 杉山幹洋
33番 下瀬一馬	34番 金子哲也
35番 烏田茂夫	欠席 藏増裕一
37番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

3番 中村博和

34番 金子哲也

○議 事

事務局 農業委員会委員37名中34名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告する。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 中村委員、34番 金子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局 第1項の申請について説明いたします。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積454㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は10,991㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲り渡し人であります●●●さんのご主人が亡くなりお母さんと2人での耕作が困難となり、譲受人の●●●さんも規模拡大を考えておられ、今回の農地の隣を耕作されているこ

とから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約1町1反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん、奥さんがそれぞれ120日となっております。

次に場所ですが、現地については2月23日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で確認しました。

(ビッグパッドに地図を表示)

申請地は●●●地区で●●●から西に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、当該農地は現在、休耕となっておりますが、先ほど若干触れましたがこの農地の隣を●●●さんが所有され、柑橘及びビワを栽培されており、取得後は畑として柑橘を植栽される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈機、噴霧器、防除機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 (担当委員が挙手) はい、●●●委員をお願いします。

第18番 現地につきましては、事務局が詳しく説明されました。この●●●さんは、農協を退職後に就農され頑張っておられます。今の説明のように●●●さんの柑橘園があってその下を所有されるということです。ちょっと荒地ではあったのですが、草刈等もされまして果樹を植えられることになっております。これからしっかりと営農をされると思います。ご審議のほど宜しくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(議事参与の制限の為、【本人が代表取締役の案件の為】●●●委員退席)

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項の申請について説明いたします。

申請地は、●●●番●●●、登記・現況地目ともに田、面積467㎡です。譲受人は●●●で、耕作面積は164,282㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、当該農地は昨年、今回取得される●●●さんが農地中間管理機構が行う農地売買事業を活用し取得された農地の中にあります。譲り渡し人であり●●●さんも●●●さんの事業に賛同しておられますが、昨年の売買事業の際に相続登記がされておらず間に合わなかったため、今回3条での取得となり、譲り受け人の●●●さんと今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

(ビッグパッドに地図を表示)

次に場所ですが、現地については2月9日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から北に約1.1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、当該農地も含め、圃場整備事業を活用され埋め

立て、かさ上げした後、ハウスによるトマト栽培をされる予定です。  
なお、当面は牧草を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン等を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 (担当委員が挙手) はい、●●●委員をお願いします。

第23番 事務局から説明があったとおりでございます。以前から申請のあった中の残ったものが今回申請にあがったものです。  
ご審議のほど宜しくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員着席)

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項の申請について説明いたします。

申請地は、●●●番●●●、登記・現況地目ともに田、面積702㎡ほか1筆、合計808㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は40,912.43㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲り渡し人であります●●●さんが高齢で後継者もいらっしゃらず、譲受人の●●●も経営規模拡大を考えておられ、自宅からも近く当該農地の隣を所有されていることから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約4町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん200日、奥さん120日、息子さん20日となっております。

(ビッグパッドに地図を表示)

次に場所ですが、現地については2月26日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●から北東に約2kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、地目が畑の農地についてはビニールハウスを設置し育苗用として使用される予定です。また、地目が田の農地については、この隣を所有されていることから1枚の田として水稻の作付けをされる予定です。

農機具の保有状況は、田植機1台、トラクター1台、耕運機2台、コンバイン1台、畦刈機2台、草刈機3台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 (担当委員が挙手) はい、●●●委員をお願いします。

第30番 この件は、2月26日に事務局の方と現地調査に参りました。た

だいまの説明の地図をご覧になって分かるとおり、●●●さんのすぐ近くに畑がありまして、これを育苗ハウスになっている所をそのまま利用するということと、ちょっと離れた所に田んぼがあります。この並びを●●●さんが自作しておられます。所有する田と落差がなく、この度取得した後は、一枚の田にするという事務局の説明のとおりでございます。以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 第4項の申請について説明いたします。

申請地は、●●●番、登記・現況地目ともに田、面積4,033m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんです。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●です。

この申請につきましては、先月の総会で議案提出しご承認いただいた農地法第3条第1項第13号の規定による届出に関するものです。農地中間管理機構が行う農地売買事業を活用し、土地所有者から一旦、●●●が購入したものを、今回、●●●さんへ売られるもので、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、現在は●●●地域おこし協力隊として●●●地域で活動されています。本年3月31日で任期が終了することから、4月からは新規就農者として農業経営に



従事される予定で、年間農作業従事日数はご本人さん250日、奥さん60日を予定されています。

(ビッグパッドに地図を表示)

次に場所ですが、現地については2月13日にあっせん会議を開催し確認しております。申請地は●●●地域●●●地区で●●●から北東に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、申請地はハウスによるトマト栽培がされていました。農地の取得とあわせてハウスも取得され、トマト栽培をされる計画です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、運搬1台、動力噴霧器1基、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 (担当委員が挙手) はい、●●●委員お願ひします。

第28番 ただいま事務局の方が説明されたとおりでございますが、この土地を15年ほど前に新規就農で来られた方が、トマトを作っておられたのですが、家庭の事情もありまして、地元の方に帰られるということで、この後、土地とハウスを共に●●●さんが引き継ぐこととなりました。今はトマトのハウスを建てるとなると補助金も少なく、鉄の方も値段が上がっておりまして、新規就農される方にとっては大変初期投資がかかる中で、こういった古いハウスを有効に活用されるということは、有効利用になっていいことだと思っております。これから●●●さんもまじめな方でもありますし、冬は猟の免許も取られまして猟にも行ってみたいと言っておられました。これから頑張ってもらいたいと思います。

どうぞ、ご審議のほどお願ひします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
地域協力隊としてここに来られて、●●●出身の●●●さんが就農されるということで、非常に頼もしい、うれしい話ではありますが、発言はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第12号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」は、昨日申請の取り下げがありましたので、本日の議案から除外します。

先方の事情で取り下げられたようですが、又いずれ出てくるのではないかと思われます。

議 長 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から諮問がありましたのでご審議をお願い致します。

それではお手元にお配りしています別冊の『農地中間管理事業による利用権設定状況(平成30年4月1日)』の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利

用権設定面積は表のとおりとなっています。

では、表の一番下の合計の数字を読み上げていきます。

左から、件数が40件、筆数187筆、田の面積が152,206㎡、畑の面積が60,577㎡、合計212,783㎡となっています。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

1枚めくっていただきますと、内容が記載されております。右端の備考の欄に受け手の名前を記載しています。今回は、10の法人と12人の個人が受け手となっております。

続きまして、お手元にお配りしています一番厚い『利用権設定状況（平成30年4月1日現在）』の資料をご覧ください。新規設定するものは、これまで利用権は設定されていましたが耕作者が変更となるものや、新たに利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が52件、筆数142筆、田の面積が186,168㎡、畑の面積が29,345㎡、合計215,513㎡です。

平成30年3月31日に期間が満了し、引き続き更新するものの件数が218件、筆数530筆、田の面積が740,255㎡、畑の面積が12,510㎡、合計752,765㎡です。

4月1日から利用権設定されるものの合計は、件数が270件、筆数672筆、田の面積926,423㎡、畑の面積41,855㎡、合計で968,278㎡です。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどお願いいたします。

以上のことから、証明書を交付しても問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 (委員が挙手) はい、●●●委員お願いします。

第17番 はい、1ページ目なのですが、2番の項目なのですが、新規に比べて「再」の方ですよ。一度何年か借りていて、この度「再」になったということで、前回は何年だったか教えていただけますか。

事務局 2番目の●●●の分のことでしょうか。

第17番 はい、そうです。

事務局 これが、以前に相対の利用権設定があって、今回中間管理機構の方に変わられたということで・・・すみません。今契約年数のほうが分からないのですが、

第17番 私の質問の意図は、中間管理機構の契約年数は10年とか、5年とか長く設定してあるので、この場合のように「再」となると、少なくとも5年前から農地中間管理機構というものがあったのかなと、疑問があったものですから。もしなかったのなら、「再」ではなく「新規」になるのではないかなという気もするものですから、それで質問しました。

事務局 こちらにつきましては、相対の利用権設定で貸し手と借り手は同じで中間管理機構に変わられたということです。

第17番 そういう場合でも、「再」になるということなのですね。

事務局 はい、そうなります。

第17番 はい、分かりました。

議長 他にありませんか。

特に発言がないようですので、採決いたします。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議案第14号「現況確認書の交付について」を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第14号について説明させていただきます。  
第1項 第1項申請地は、●●●から南東へ7.2kmに位置する●●●番で、地目は畑、面積は679㎡。外1筆。計1,247㎡。  
申請人は●●●区の●●●、●●●さんです。

(ビッグパッドに地図を表示)

申立てによると、申請地は永年耕作放棄しており、平成10年頃に植林をして現在にいたっているということでございます。

2月26日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、樹齢20年程度の杉木が生長して、隣接の山林や原野と一体化しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

特に発言がないようですので、以上で議案第14号は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会 総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

午前10時02分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年3月6日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 中村 博和

委員 金子 哲也